

横浜市記者発表資料

令和元年 10 月 31 日
交通局 人事課

交通局職員の懲戒処分について

交通局職員の服務規程及び交通法規に違反する行為について、次のとおり 5 件の懲戒処分を行いました。引き続き、再発防止及び安全確保に努めてまいります。

1 バス乗務員の酒気帯び出勤及び虚偽報告

所 属	氏 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 鶴見営業所	運輸職員	50 代	戒告	<p>令和元年 7 月 11 日、6 時 48 分に実施された<u>仕業点呼前アルコール検査にて「0.053mg/ℓ」が測定された。</u></p> <p><u>その際、運行管理者が昨日の飲酒を確認したところ、当初、飲酒していないと虚偽の申告をした。</u></p> <p>※ 前日の夜、飲食店及び自宅で、飲酒した。 ※ なお、当局の規定(※)により、当日の乗務はさせなかった。</p>

※ 「アルコール検知に関する取り扱いについて（通知）」により、アルコールが検知された場合には、乗務させないこととしています。

2 営業運行中の交通違反行為

所 属	氏 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 本牧営業所	運輸職員	50 代	戒告	<p>令和元年 6 月 1 日、271 系統桜木町駅 10 時 48 分発 C ルート循環線を運行中、10 時 53 分頃、<u>本町 4 丁目交差点で、信号機の確認を怠り、赤信号で左折した。</u></p> <p>その際に警戒中の警察官に停車を指示され、交通違反行為の説明を受け、交通反則告知書を交付された。</p>
自動車本部 浅間町営業所	運輸職員	40 代	戒告	<p>令和元年 7 月 6 日、26 系統海づり棧橋 13 時 23 分発横浜駅前行を運行中、<u>山下橋東交差点を直進する際、信号機の確認を怠り、赤信号で直進した。</u></p> <p>※ 7 月 9 日、営業所にお客様より連絡が入り、本案件が発覚した。</p>

3 複数の報告義務違反及び遅発運行

所 属	氏 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 浅間町営業所	運輸職員	40代	停職3日	<p>令和元年7月2日、346系統横浜駅西口行を運行後、回送で浅間町営業所に運行すべきところ、営業所への報告を怠り、自己判断で横浜駅西口に待機し、車内で休憩をしていた。</p> <p>休憩中、居眠りをしてしまい、出発時刻である13時40分を過ぎても起きなかった。</p> <p><u>その後、14時頃に目が覚め、本来、直ちに営業所へ報告すべきところ、それを怠り、自己判断で営業運行を約25分遅れにて開始した。</u></p>

4 車内点検不履行及び不適切な降車扱い

所 属	氏 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 滝頭営業所	運輸職員	30代	戒告	<p>令和元年7月6日、101系統保土ヶ谷車庫前18時10分発根岸駅前行を運行後、<u>車内点検を怠った。</u></p> <p><u>その後、滝頭営業所に向け回送にて運行中、車内後部座席にお客様が1名乗っていることに気付いた。</u></p> <p>本来、直ちに営業所に報告すべきところ、自己判断で根岸駅に戻り、お客様に降車していただいた。</p> <p>※ お客様降車後に営業所に報告した。</p>

お問合せ先

交通局人事課 Tel 045-326-3833